

令和7年度桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助制度

1. 受付期間

令和7年5月9日（金）から令和8年3月31日（火）まで

※予算額に到達次第、募集期間内でも受付を終了します。

2. 受付予定件数（件数はおおよそになります。）

- ・住宅用太陽光発電システム 19件
- ・定置用リチウムイオン蓄電池システム 16件
- ・バイオマス燃料ストーブ設備 2件
- ・電気自動車充電システム（V2Hシステム） 2件

3. 補助対象要件

- ・機器を自ら居住する住宅又は居住しようとする住宅に設置する人、または機器の設置された新築の建売住宅を購入する人。
 ※借りている住宅に設置する場合は対象となりません。
 ※新築し事業完了までに町内に転入する場合は、現在町外在住の人でも申請できます。
- ・個人で電力事業者と電力受給契約を締結する人。（太陽光発電システムの場合）
- ・町税に滞納がない人。
- ・新たに設置する機器について、過去に町から補助金の交付を受けていない人。
- ・機器の設置に関して、法令、条例等に違反していない人。

4. 補助対象機器、要件、対象経費、補助額

対象機器	機器の要件	対象経費	補助額
住宅用太陽光発電システム	(1) 住宅の屋根等への設置に適した太陽電池による発電設備であって、低圧配電線と逆流ありで連携したものであること。 (2) 太陽光モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置等で構成されたものであること。 (3) システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kwと表示し、小数点以下2桁未満は切り捨て）、又は、パワーコンディショナの定格出力のいずれかが、10kw未満のものであること。 (4) 未使用であること。 (5) 余剰売電の場合、受給開始日が、令和6年4月1日～令和8年3月18日までの間であること。 (6) 自家消費の場合、領収日が令和6年4月1日～令和8年3月18日までの間であること。	太陽光電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据付けに要する経費、システムの設置に要する経費	1kwにつき3万円、4kwを上限（最大12万円）とする。 ※最大出力値（kw単位）は小数点以下2桁未満切り捨て。 ※補助金額は千円未満切り捨て。 【例】 最大出力値が3.678kwの場合 $30,000 \text{円} \times 3.67 \text{kw}$ （小数点以下2桁未満切り捨て） $= 110,100 \text{円}$ $\Rightarrow$ ただし、千円未満切り捨てのため補助金額は110,000円

対象機器	機器の要件	対象経費	補助額
定置用リチウムイオン蓄電池システム	(1) 定置用のリチウムイオン蓄電池であって、容量が1kwh以上かつ定格出力が500w以上のものであること。 (2) インバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたものであること。 (3) 耐電圧試験及び絶縁試験を行っているものであること。 (4) 未使用であること。 (5) 領収書等の領収日が、令和6年4月1日～令和8年3月18日までの間であること。	蓄電池部、電力変換装置（パワーコンディショナ等）、その他付属機器等の購入及び設置工事に要する経費	1kwhにつき2万円、5kwhを上限（最大10万円）とする。 ※蓄電容量は小数点以下2桁未満切り捨て。 ※補助金額は千円未満切り捨て。 【例】 蓄電容量が4.662kwhの場合 20,000円×4.66kwh（小数点以下2桁未満切り捨て） ＝93,200円 ⇒ただし、千円未満切り捨てのため補助金額は93,000円
バイオマス燃料ストーブ設備	(1) 木質ペレット又は薪を燃料として住宅内部の暖房用として設置するもの（未使用品で1台5万円を超えるものであること） (2) 領収書等の領収日が、令和6年4月1日～令和8年3月18日までの間であること。	設備本体及び当該設備の設置に要する経費	経費の総額に5分の1を乗じて得た額（上限5万円）とする。 ※補助金額は千円未満切り捨て。
電気自動車充電システム（V2Hシステム）	(1) 電気自動車充電設備本体、その他付属機器（未使用品で1台5万円を超えるものであること。） (2) 自家消費の用に供するものであること。 (3) 未使用であること。 (4) 領収書等の領収日が、令和6年4月1日～令和8年3月18日までの間であること。	設備本体及び当該設備の設置する工事に係る経費	経費の総額に5分の1を乗じて得た額（上限5万円）とする。 ※補助金額は千円未満切り捨て。

5. 提出書類

- ① 補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 事業報告書（第2号様式）
- ③ 機器を設置した住宅の位置図及び着手前の写真（遠景、近景）
※設置前後の比較やシステムの設置個所が明確に分かるように撮影すること。
※建売の場合は、引き渡し前の写真。
- ④ 機器設置後の写真（遠景、近景、パワコン、接続箱、インバータ、電力量計等）
※申請時に添付した写真と同方向より撮影し、システムの設置状況が比較確認できるようにすること。
- ⑤ 機器の設置に要した費用の内訳が記載された工事請負契約書の写し
※対象システムの設置・工事費の内訳が記載されていること。
※新築や建売住宅への設置の場合は、契約書のほかに再生可能エネルギーシステム設備等に係る部分の詳細がわかる明細を必ず提出すること。
- ⑥ 機器の設置費に係る領収書の写し

- ⑦ 設置した機器の仕様が確認できる書類（製品カタログの写し等）
- ⑧ 申請者の住民票
- ⑨ 町税等を完納していることを証明する書類（申請者及び建物所有者・共有者全員）
上記を証明する書類として、住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助申請専用の様式があります。桑折町役場税務住民課窓口で証明を受けてください。
町外在住の人はお住まいの市町村の納税証明書を、また、令和7年1月1日時点で桑折町に住所を有していなかった人は、前住所の市町村（令和7年1月1日に住所を有していた市町村）の納税証明書を添付してください。（市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税のうち納税義務が生じているもの全て。固定資産税が共有名義の場合も納税証明書を添付してください。）
- ⑩ 振込口座通帳の写し（銀行名、支店名、口座番号、口座名義人（フリガナも）が分かる部分）
- ⑪ 電力会社との電力受給契約確認書の写し（太陽光発電システムの場合）
- ⑫ 竣工検査の試験記録書の写し（太陽光発電システムの場合）
※メーカー保証のためのチェック表等でも可。
- ⑬ 設置した全パネルの製造品番号が確認できる書面（太陽光発電システムの場合）
- ⑭ モジュール配置図・出力対比表（太陽光発電システムの場合）
- ⑮ 単線結線図（太陽光発電システム・蓄電池システム・電気自動車充電システムの場合）
- ⑯ 対象製品の耐電圧試験及び絶縁試験の試験成績書等の写し（蓄電池システムの場合）
- ⑰ 対象製品の製品番号が確認できる書類（蓄電池システムの場合）
- ⑱ 設置工事完了日を証する書類の写し（保証書等）（バイオマス燃料ストーブ設備・電気自動車充電システムの場合）
- ⑲ その他町長が必要と認める書類

6. 手続きの流れ

（1）補助金交付申請書類の提出

- ・工事終了後（太陽光発電システムの場合は工事終了後なおかつ受給契約成立後）、申請書類を桑折町役場生活環境課へ提出してください。
※土日祝日の持参受付はできません。
- ・郵送による提出の場合は簡易書留・特定記録・レターパックにて郵送されたもののみ受付します。
※持参による申し込みを優先とし、先着順で受付します。
※郵送による申し込みについては、町到着日の最終受付（直接持参した申し込みを受けた後）とします。なお、土日祝日に到着した申請書類については、翌開庁日の最終受付とします。
- ・申請者以外が申請書類を提出する場合は委任状の提出が必要です。

（2）現地確認検査の実施

- ・補助金交付申請書類を提出後、書類に不備がない場合は現地確認検査を実施します。
- ・検査では住宅内部及び外部の確認を行いますので、申請者等の立ち合いをお願いします。

（3）交付決定・補助金振込

- ・現地確認検査実施後、交付決定通知を送付しますので、交付請求書（第4号様式）を提出のお願いします。提出後、指定の口座に振り込みを行います。
※交付請求書は申請書類と併せての提出も可能です。（日付は無記入で提出してください。）

（4）機器の設置後

- ・事業実施後、町への設備の利用状況等の報告や各種調査へ協力していただくようになります。
- ・今回の補助で設置した機器を太陽光発電システムについては17年以内、蓄電池システムおよびバイオマス燃料ストーブ設備、電気自動車充電システムについては6年以内に処分する場合は、財産処分承認申請書（第6号様式）を提出していただきます。

7. 注意事項

- ・補助金の交付は、各機器に対し1住宅につき1回とし、かつ1申請者あたり1回限りとします。
- ・各様式は町ホームページからダウンロードができます。
- ・既存住宅への設置の場合は、住宅の耐加重性などにも留意してください。
- ・再生可能エネルギーシステムの設置後には、機器のメンテナンスや売電用計量器の交換等が必要となる場合があります。詳しくは、電力会社や、機器取扱い業者へお問い合わせください。
- ・町の補助制度と併せて、福島県の補助制度も活用することができます。詳しくは福島県へお問い合わせください。

【問合せ・申請先】

桑折町役場 生活環境課 環境係

〒969-1692

住所 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22-7

電話 024-582-2123

受付時間 平日 8:30～17:15

桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金申請の流れ

